

車種:軽貨物車 \*重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【トヨタ】

【重量税の特例措置の区分】

「☆」:エコカー減税対象です。初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「○」:エコカー減税対象です。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税  (新車) 減免率等	
							平成27年度 燃費基準			新車新規検査 2年(自家用)			初回継続検査等 2年(自家用)
ピクシス ハン	18084	HBD-S321M			0002	16.2	+5%	○			5,000		
ピクシス ハン	18084	HBD-S321M			0005	16.2	+5%	○			5,000		
ピクシス ハン	18084	HBD-S321M			0007	16.2	+5%	○			5,000		
ピクシス ハン	18084	HBD-S321M			0010	16.2	+5%	○			5,000		